

市LINE公式アカウントで、あやせ市議会だよりの発行をお知らせします！

- ・市LINE公式アカウントに登録し、「広報」情報の受信設定をすることで、市議会だより発行のお知らせを受け取ることができます。(2月、5月、8月、11月の15日/年4回発行)
- ・届いたお知らせから、市ホームページに掲載した市議会だより最新号へ、いつでも、どこでも、手軽にアクセスすることができます。



受信設定の方法

市公式アカウント

- ①メニューから「受信設定」を選択する。
- ②表示された入力フォームから「広報」にチェックを入れる。



※この設定をしないと、情報が届かないので注意してください。

- ・市LINE公式アカウントを友だち追加済みの方も、同様の方法で受信設定を変更することができます。

市議会への請願や陳情

◆どなたでも提出できます

市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

◆提出には、次のことに注意してください

- ・書式は《例》を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- ・請願(陳情)者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- ・請願(陳情)は、必ず議会事務局へ持参してください。
- ・定例会初日前3日(土・日曜日、休日を除く)までに提出してください。郵送の場合は、請願(陳情)として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
- ・請願(陳情)者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

※請願には1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。請願と陳情の違いなど詳しくは議会事務局にお問い合わせください。

※請願(陳情)者が数人連署する場合は全員の住所、氏名、押印(記名の場合のみ、署名の場合は不要)をお願いいたします。

《例》

〇〇〇に関する請願(陳情)
令和 年 月 日

綾瀬市議会議員
〇〇〇 殿
紹介議員
(署名又は記名押印)

請願(陳情)者
住所 〇〇〇〇 印
氏名 〇〇〇〇 印
(氏名は署名又は記名押印)

趣旨
理由

配布に関する問い合わせ

市議会だよりの汚損・破損や配布漏れなど、配布に関するお問い合わせは、株式会社メディア・ソリューション・センターのポスティングコールセンター(☎0120-221-523、月~土曜日、午前9時~午後6時)へお問い合わせください。

次号は、令和8年8月15日に発行予定です。

3月定例会で可決された意見書

平和国家の理念を踏まえた我が国の国際社会に果たすべき役割を尊重する政策の推進を求める意見書

1967年、武器輸出三原則を定めて以来、我が国は平和国家として殺傷能力を有する武器の輸出を制限してきた。

その後、変化する国際情勢の中で、この考え方は防衛装備移転三原則に置き変わったものの、海外移転を認める装備品の運用指針は、「救難、輸送、警戒、監視、掃海」の非戦闘目的の5類型に限定してきた。とりわけ、殺傷能力を有する武器の海外移転は、人道的見地と世界の紛争を助長することにもなりかねないという視点から、長期にわたり自公連立政権においても堅持され続けた我が国の平和外交、平和政策の要でもある。

本年2月、高市早苗首相は国会において、この非戦闘目的の5類型を撤廃する方針を示し、その後、政府与党は防衛装備移転三原則の運用指針の見直しに向けた提言を行った。

非戦闘目的の5類型の定めは、武器の海外移転に歯止めをかけてきた役割があるだけでなく、外交面でも、国際的な平和の構築に果たすべき我が国の立ち位置を、明確にするという役割もある。

現行の法体系では、内閣総理大臣をはじめとする9閣僚で構成される国家安全保障会議(NSC)の審査を経ることにより、事実上、どの国に対してどのような武器を海外移転できるのかも判断が可能となっている。武器の海外移転を巡り、国会がどこまでチェック機能を果たせるのかも不透明な状況である。

政府におかれては、戦後これまでの80年間、我が国が、平和国家として国際社会に果たしてきた役割と、その歩みを十分に尊重され、殺傷能力を有する武器の海外移転については、慎重かつ、しっかりとした歯止めのかかる法体系を再構築されるとともに、政策の実現に向けて国民的議論を経た上で国策を推進されるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月23日

綾瀬市議会議長 齊藤慶吾

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 国家公安委員会委員長 総務大臣 外務大臣 財務大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 防衛大臣 あて

『意見書』とは

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。

詳しい内容は会議録・HPで

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部を掲載しています。詳しくは、市役所内情報公開コーナー、市立図書館、市議会に備えてある会議録をご覧ください。また、インターネットでも、会議録の閲覧や検索ができます。

綾瀬市議会

検索

なお、1月臨時会及び3月定例会の会議録は、5月下旬に閲覧できる予定です。

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 23日 | 17日 | 16日 | 12日 | 10日 | 6日 | 5日 | 4日 | 3日 | ●3月 | 26日 | 25日 | 18日 | ●2月 |
| 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 |

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 12日 | 1日 | ●5月 | 30日 | 20日 | ●4月 |
| 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 | 協議会・議会運営委員会 |

議会の動き

